

令和8年4月1日から

自転車の違反に青切符導入！！

取締り対象年齢は16歳以上

交通反則通告制度の適用

運転者が一定の反則行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が終結される制度のことです。反則金を納めなければ刑事事件として扱われます。

◎反則行為と反則金の一例

反則金6,000円



車道の右側通行



信号無視（赤色等）

携帯電話使用等（保持）

反則金12,000円



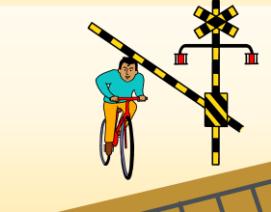
指定場所
一時不停止等

並進



反則金3,000円

遮断踏切立入り



反則金7,000円

イヤホン等の使用

※必要な音が
聞こえないなどの場合



反則金5,000円

無灯火

自転車のルールをきちんと守っていますか？

ルールを守らないと交通事故につながり、大変危険です。警告に従わない場合や事故の原因となるなど、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反行為は、取締りの対象になります。

神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」
ダウンロードはこちらから▼

自転車のルールに
ついて、学ぶこと
ができます！



自転車は軽車両です。自転車に乗るときは、運転手としての自覚と責任を持ち交通ルールをきちんと守って、安全に楽しく乗りましょう！

小田原警察署
小田原市地域安全課

TEL 32-0110

TEL 33-1396

青切符の導入
自転車のルールについて▶
(市ホームページ)

